

提供日 2022/03/11
タイトル 静岡県登録品種の利用制限方針を公表します。
担当 経済産業部 農業局 農業戦略課
連絡先 研究支援班
TEL 054-221-2734



静岡県登録品種の利用制限方針を公表します。

種苗法の改正に基づき、静岡県登録品種の利用制限方針を定めたのでお知らせします。

(参考) 種苗法改正の主な内容

- ・登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける。(令和3年4月1日施行)
- ・農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる「自家増殖」は、育成者権者の許諾に基づき行うこととする。(令和4年4月1日施行)

1 静岡県登録品種の利用制限方針の概要

- (1) 県登録品種の種苗を海外に持ち出すことを禁止する。
- (2) 県登録品種の栽培は一部の品種^{*1}を除き静岡県内限定とする。
^{*1}いちご「紅ほっぺ」、ナシ「静喜水」、カキ台木「静カ台1号」、「静カ台2号」
- (3) 県登録品種を栽培する際は「種苗管理の遵守事項」への同意が必要とする。
(別紙お知らせのとおり)
- (4) 自家増殖については下記のとおりとする。
 - ・県登録品種の自家増殖は可、許諾は要、費用は無償とする。
 - ・県が利用許諾した生産者団体等からの種苗の購入手続きによって、自家増殖を許諾します。なお、種苗の購入手続きは登録品種により異なる。
- (5) (1) から (4) までを基本として登録品種別に方針を定める。
(別紙概要版のとおり)

2 詳細情報・問合せ先

○静岡県経済産業部農業局農業戦略課

(URL) <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-310/hinsyu-housin.html>

(メールアドレス) nougyousen@pref.shizuoka.lg.jp

(TEL) 054-221-2659/2734 (FAX) 2839

○静岡県農林技術研究所 (登録品種別の内容について)

(メールアドレス)

(水稲, 野菜, 菊等) 企画調整部 agrikikaku@pref.shizuoka.lg.jp

(果樹) 果樹研究センター kaju-kenkyu@pref.shizuoka.lg.jp

(茶) 茶業研究センター ES-kenkyu@pref.shizuoka.lg.jp

(マーガレット, わさび) 伊豆農業研究センター agriizu@pref.shizuoka.lg.jp